

平成28年8月30日

大分県警察本部長

業務上の不適正事案の防止について

本年8月26日、同年6月に発生した別府警察署の捜査員が他人の敷地内に捜査用ビデオカメラを設置して撮影を行った事案の調査結果を公表するとともに、関係する職員に対する処分等を行ったところである。

本事案は、建造物侵入罪に該当する違法行為であるとともに、他人の敷地内にビデオカメラを設置して撮影する必要性及び相当性が認められないことから、不適正な捜査であると判断したところであり、大分県公安委員会から信頼回復に向け、全組織を挙げて厳正かつ適正な捜査活動に取り組むこととの指示がなされた。

全ての職員が「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」の確立に向けて取り組んでいる中、このような業務上の不適正事案が発生したことは、県民の警察に対する期待と信頼を著しく失墜させることとなり、極めて遺憾である。

各所属にあっては、組織的な捜査管理を徹底し、指導教養を実施するなど、業務上の不適正事案の防止に向けて万全を期すとともに、県民の信頼を一日でも早く回復するため積極的な警察活動の推進に努められたい。